

別表第1（第3条関係）

1号認定保育料

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額（月額）
階層区分	定義		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円
B	A階層及びD階層を除き、市町村民税が非課税の世帯		1,000円
C	A階層及びD階層を除き、市町村民税の所得割のみ非課税（均等割のみ課税）の世帯		2,000円
D1	A階層を除き、市町村民税の所得割が課税の世帯で、その所得割の金額（税額控除は除く。）が右の区分に該当する世帯。ただし、税法上の16歳未満扶養親族のいる算定対象者の所得割の金額は、16歳未満年少扶養1人につき21,300円を引いた額とする。	34,500円以下	9,000円
D2		34,501円以上 170,100円以下	13,000円
D3		170,101円以上	19,000円

備考

- この表において、「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。
- 階層区分の税額は、4月から8月分までの保育料については前年度の市町村民税の額、9月分から3月分までについては、当該年度の市町村民税の額を基に算定する。
- 児童の属する世帯がB階層として認定された世帯で、次に掲げる世帯に該当する場合には、この表の規定にかかわらず、0円とする。
  - 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
  - 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
    - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

4 保護者が養育里親等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）である場合は、この表の規定にかかわらず、2,000円とする。

5 小学校第3学年修了前の子ども（就学前の子どもにあつては、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍している、特例保育を受けている、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受けている、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けている子どもに限る。）が2人以上いる場合は、最年長の子どもから順に2人目の保育料は、半額、3人目以降の保育料は、0円とする。

別表第2（第3条関係）

2号認定保育料

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）		
階層区分	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層及びD階層を除き、市町村民税が非課税の世帯	3,000円 (1,500円)	2,900円 (1,450円)	
C	A階層及びD階層を除き、市町村民税の所得割のみ非課税（均等割のみ課税）の世帯	7,000円 (3,500円)	6,800円 (3,400円)	
D1	A階層を除き、市町村民税の所得割が課税の世帯で、その所得割の金額（税額控除は除く。）が右の区分に該当する世帯。ただし、税法上の16歳未満年少扶養のいる算定対象者の所得割の金額は、16歳未満年少扶養1人につき21,300円を引いた額とする。	12,800円未満	8,000円 (4,000円)	7,800円 (3,900円)
D2		12,800円以上 20,000円未満	11,000円 (5,500円)	10,800円 (5,400円)
D3		20,000円以上 28,100円未満	14,000円 (7,000円)	13,700円 (6,850円)
D4		28,100円以上 45,400円未満	17,000円 (8,500円)	16,700円 (8,350円)
D5		45,400円以上 63,500円未満	20,000円 (10,000円)	19,600円 (9,800円)
D6		63,500円以上 99,700円未満	23,000円 (11,500円)	22,600円 (11,300円)
D7		99,700円以上 129,500円未満	24,000円 (12,000円)	23,500円 (11,750円)
D8		129,500円以上 264,500円未満	25,000円 (12,500円)	24,500円 (12,250円)
D9		264,500円以上 363,700円未満	27,000円 (13,500円)	26,500円 (13,250円)
D10		363,700円以上 407,400円未満	29,000円 (14,500円)	28,500円 (14,250円)
D11		407,400円以上	31,000円 (15,500円)	30,400円 (15,200円)

備考

- この表において、「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。
- 階層区分の税額は、4月から8月分までの保育料については前年度の市町村民税の額、9月分から3月分までについては、当該年度の市町村民税の額を基に算定する。
- 児童の属する世帯がB階層として認定された世帯で、次に掲げる世帯に該当する場合には、この表の規定にかかわらず、0円とする。
  - 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
  - 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
    - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
    - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯
- 児童の属する世帯がC階層として認定された世帯で、前項各号に掲げる世帯に該当する場合には、当該階層の保育料から3,000円を減額する。
- 保護者が児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である場合には、この表の規定にかかわらず、0円とする。
- 小学校就学前の子どもで、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍している、特例保育を受けている、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受けている、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けている子どもが、2人以上いる場合は、最年長の子どもから順に2人目の保育料は、当該保育料下段括弧内の金額、3人目以降の保育料は0円とする。
- 年度中に満3歳を迎えた2号認定児童の当該年度の保育料は、3号認定の保育料を適用する。

別表第3（第3条関係）

3号認定保育料

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）		
階層区分	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層及びD階層を除き、市町村民税が非課税の世帯	3,000円 (1,500円)	2,900円 (1,450円)	
C	A階層及びD階層を除き、市町村民税の所得割のみ非課税（均等割のみ課税）の世帯	7,000円 (3,500円)	6,800円 (3,400円)	
D1	A階層を除き、市町村民税の所得割が課税の世帯で、その所得割の金額（税額控除は除く。）が右の区分に該当する世帯。ただし、税法上の16歳未満年少扶養のいる算定対象者の所得割の金額は、16歳未満年少扶養1人につき21,300円を引いた額とする。	12,800円未満	8,000円 (4,000円)	7,800円 (3,900円)
D2		12,800円以上 20,000円未満	11,000円 (5,500円)	10,800円 (5,400円)
D3		20,000円以上 28,100円未満	14,000円 (7,000円)	13,700円 (6,850円)
D4		28,100円以上 45,400円未満	19,000円 (9,000円)	18,600円 (8,800円)
D5		45,400円以上 63,500円未満	23,000円 (10,000円)	22,600円 (9,800円)
D6		63,500円以上 99,700円未満	26,000円 (12,000円)	25,500円 (11,750円)
D7		99,700円以上 129,500円未満	28,000円 (13,000円)	27,500円 (12,750円)
D8		129,500円以上 264,500円未満	30,000円 (13,500円)	29,400円 (13,200円)
D9		264,500円以上 363,700円未満	33,000円 (15,000円)	32,400円 (14,700円)
D10		363,700円以上 407,400円未満	37,000円 (17,000円)	36,300円 (16,650円)
D11		407,400円以上	42,000円 (19,500円)	41,200円 (19,100円)

備考

- この表において、「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。
- 階層区分の税額は、4月から8月分までの保育料については前年度の市町村民税の額、9月分から3月分までについては、当該年度の市町村民税の額を基に算定する。
- 児童の属する世帯がB階層として認定された世帯で、次に掲げる世帯に該当する場合には、この表の規定にかかわらず、0円とする。
  - 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
  - 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
    - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
    - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯
- 児童の属する世帯がC階層として認定された世帯で、前項各号に掲げる世帯に該当する場合には、当該階層の保育料から3,000円を減額する。
- 保護者が児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である場合には、この表の規定にかかわらず、0円とする。
- 小学校就学前の子どもで、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍している、特例保育を受けている、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受けている、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けている子どもが、2人以上いる場合は、最年長の子どもから順に2人目の保育料は、当該保育料下段括弧内の金額、3人目以降の保育料は0円とする。
- 年度中に満3歳を迎えた2号認定児童の当該年度の保育料は、3号認定の保育料を適用する。